

北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

平成14年、北朝鮮は拉致を認め、5人の被害者が帰国した。しかし、その後は全く進展がない。北朝鮮の地でわが国からの救いの手を待っている被害者らの苦しみと日本の地で帰りを待つ家族の苦痛もまた、10年を超す延長を余儀なくされた。

政府は現在、17人を北朝鮮による拉致被害者として認定している。その他、いわゆる特定失踪者を含む多くの未認定被害者が確実に存在しており、このことは政府も認めている事実である。

平成18年以降、政府は首相を本部長とし、拉致問題担当大臣、内閣官房長官及び外務大臣を副本部長とし、すべての国务大臣を構成員とする拉致問題対策本部を設置して被害者救出に取り組んできた。

本年5月26日～28日、スウェーデン・ストックホルムで日朝両政府の交渉があり、北朝鮮は拉致問題について3週間後に特別調査委員会を立ち上げ再調査を開始し、日本は北朝鮮に対する独自の制裁措置を解除することに合意がなされた。

拉致被害者家族も高齢化が進み、速やかな解決は国民の願いである。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、今こそ全精力を傾けてすべての拉致被害者を早急に救出するため、北朝鮮に対し、特別調査委員会による具体的な調査方法や期間を明確にし、確実な取り組みを求めるとともに、日本からの調査協力が図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年6月30日

江東区議会議長 榎本 雄 一

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
拉致問題担当大臣

} あて